

(平成22年12月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年8月及び同年9月

国民年金保険料納付記録について日本年金機構に照会したところ、申立期間の保険料の納付の事実は確認できるが還付されているとの回答があった。

会社を退職した時、母から「年金は納めておくように。」と言われていたので、結婚後も国民年金に任意加入して保険料を納付していた。保険料は900円ぐらいだったと記憶している。

厚生年金保険の資格喪失日は昭和49年8月21日であるため、申立期間の国民年金保険料が還付される理由も無く、国民年金の未加入期間となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料は、A町の被保険者名簿及び特殊台帳によると、納付されていることが確認でき、特殊台帳では当該保険料が還付されていることが確認できる。

また、申立人は、厚生年金保険の被保険者である夫と結婚し、結婚後の昭和49年10月22日付けで国民年金の加入手続を行っているところ、申立期間は国民年金の強制加入対象者であることから、さかのぼって国民年金保険料をいったん納付させたものの、申立期間が未加入期間とされ、納付済みの国民年金保険料が還付されたものと考えられる。

しかしながら、申立期間は国民年金の強制加入対象期間であるため、既に納付されていた申立期間の国民年金保険料を還付する理由は見当たらないことから、申立期間については、国民年金の納付済み期間とすることが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和54年4月21日から同年9月25日までの期間については、申立人のA社（後に、B社に社名変更）における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年9月25日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和54年4月から同年8月までの標準報酬月額については、9万2,000円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和54年9月25日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月21日から同年10月1日まで
昭和53年12月1日にA社にC職種として入社した。54年9月末ごろまで勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の記録が54年4月21日資格喪失となっていた。

申立期間に係る給与支払明細書を所持しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の供述並びに申立人が所持するA社に係る給与支払明細書によると、申立人が、申立期間において同社に継続して勤務し、申立人の昭和53年12月分から54年9月分までの給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が適用

事業所でなくなった日（昭和 54 年 6 月 8 日）以降の同年 9 月 25 日付けで、同年 4 月 21 日にさかのぼって申立人に係る資格喪失届が社会保険事務所（当時）で受理されている上、同名簿に申立人の同年 10 月の定時決定の標準報酬月額が記載されていることが確認できる。

さらに、上記の名簿によると、A 社が B 社に社名を変更した日付が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（昭和 54 年 6 月 8 日）よりも後の日（同年 7 月 11 日）と記載されていることから、当該期間において A 社が法人の事業所であったことが認められる上、申立人及び同僚の供述から、当該期間において従業員が少なくとも 5 人いたことが認められることから、適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和 54 年 4 月 21 日に資格を喪失した処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、資格喪失届が受理された同年 9 月 25 日であると認められる。

また、昭和 54 年 4 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、申立人の A 社における 54 年 3 月の社会保険事務所の記録から、9 万 2,000 円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和 54 年 9 月 25 日から同年 10 月 1 日までの期間については、申立人が所持する A 社に係る給与支払明細書から、申立人が同社で勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額は、申立人の昭和 54 年 9 月分の給与支払明細書から 9 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、A 社は、昭和 54 年 6 月 8 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その後は適用事業所としての記録が無いところ、申立人及び同僚の供述から、当該期間において同社に勤務していた従業員が少なくとも 5 人いたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

また、事業主は、申立人の当該期間において適用事業所でありながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和48年12月及び49年1月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は、申立人に係る昭和49年2月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月31日から49年3月1日まで
昭和47年4月6日から、A社に勤務した。同社が倒産した49年2月28日まで勤務したにもかかわらず、社会保険庁(当時)の記録では、同社に係る厚生年金保険の資格喪失日が48年12月31日となっており納得がいかない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の離職日は昭和49年2月28日と記録されていること、及びA社の複数の同僚が「申立人は、自分と同様、同年2月28日まで勤務していた。」と供述していることから、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同様に昭和48年12月31日付けでA社に係る厚生年金保険の資格を喪失した記録となっている同僚は、「A社において、厚生年金保険料は最後まで給与から控除されていた。」と供述している上、前述の同僚が所持する源泉徴収票によれば、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和48年12月及び49年1月の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、オンライン記録によれば、A社は、昭和49年2月28日には厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、その後は適用事業所としての記録が無いところ、申立人及び同僚の供述から、同社において、同日まで少なくとも6人の従業員が勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

したがって、申立期間のうち、昭和49年2月の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主は、当該期間において適用事業所でありながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から49年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から49年12月まで
昭和47年1月ごろ団地の役員の勧めにより、A市で国民年金に加入した。国民年金保険料は、団地の役員が集金されていたので、毎月納付していた。申立期間の国民年金保険料を納付していたことを覚えているのに、申立期間の年金記録が未加入期間とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年1月ごろ団地の役員の勧めにより国民年金に加入したと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は申立人の同記号番号の前後の任意加入者の加入年月日により50年1月に払い出されていることが確認できる上、これ以前に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間は、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であるため、申立人は国民年金の任意加入対象者となり、制度上、申立人は申立期間までさかのぼって国民年金に加入することはできない上、申立期間はA市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録において未加入期間とされているため、申立期間に係る国民年金保険料の納付書は発行されず、申立期間の国民年金保険料は納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人には申立期間以外にも国民年金の未加入期間及び未納期間がある上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀厚生年金 事案 1034

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月 15 日から同年 8 月 1 日まで

A社に勤務している時、得意先の会社の社長（後のB社社長）から、B社を設立するから来てほしいと、直々に話があり引き抜かれて転職したので、勤務期間は空いていないはずである。同社の厚生年金保険の記録が4か月も空白になっているのは納得がいかない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の転職の経緯に関する詳細な記憶と同僚の供述から、申立期間において申立人がB社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社の設立当初から人事等を担当していた同僚は、「申立期間当時から、厚生年金保険への加入は、勤務し始めて数か経った後に行っていた。2か月後加入の従業員もいれば、4か月後加入の従業員もいて一律ではなかった。」と供述しており、別の複数の同僚は、「試用期間が3か月ほどあり、その間は厚生年金保険に加入していなかった。」、「B社に入社した時、会社から、健康保険証ができるまでに2、3か月はかかると言われたのを記憶している。」と供述している。

これらのことから、B社は、申立期間当時、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではないと考えられる。

また、B社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和43年8月1日に厚生年金保険の資格を取得したことが確認でき、申立期間に申立人が同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得したことを示す記録は無い上、整理番号に欠番は無い。

さらに、B社は、申立期間当時の賃金台帳等の書類を保管しておらず、また、

申立人も申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書を所持していない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月から同年 7 月まで
昭和 48 年 4 月に A 社 B 工場に入社し、同年 7 月に C 社 D 工場へ転職した。
A 社 B 工場に勤務していたことに間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A 社 B 工場に勤務していた上司が申立人を記憶していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社 B 工場の設備等を引き継いだ E 社は、A 社の従業員に関する健康保険厚生年金保険番号等を記した資料を保管しているが、同資料には申立人に係る氏名等の記載は無いと回答しており、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票にも申立人の氏名の記載は無く、整理番号に欠番は無い。

また、申立期間当時、A 社 B 工場に勤務していた上司は、「健康保険厚生年金保険の加入手続は、入社後 2 か月から 3 か月経過してから行っていた。」と供述していることから、同社では入社後直ちに従業員の厚生年金保険の加入手続を行っていたわけではないことがうかがえる。

さらに、オンライン記録によると、A 社（B 工場）は、申立期間当時、厚生年金基金に加入していたことが確認できるところ、同社が昭和 60 年 12 月に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、同社の厚生年金基金業務を引き継いだ企業年金連合会は、申立人の申立期間に係る厚生年金基金の加入記録について、同連合会において管理されていないと回答しており、申立人の申立期間における厚生年金基金の加入の記録は確認できない。

加えて、A 社は既に廃業し、E 社も A 社に係る申立期間当時の賃金台帳を保

管しておらず、また、申立人も申立期間における給与明細書等を所持していないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月から 32 年 8 月まで

高校卒業間近の昭和 31 年 3 月ごろにA事業所に入社した。同事業所に勤務していたことに間違いがないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している複数の同僚が「申立人の具体的な勤務期間は記憶していないが、A事業所において申立人と一緒に勤務していた。」と供述していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 32 年 11 月 15 日であり、申立期間は、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていない期間である。

また、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日以前から勤務していたと回答した同僚 7 人に照会したところ、厚生年金保険の適用事業所となった日以前の在職期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた旨の回答は得られなかった。

さらに、申立人は、申立期間の給与明細書等を所持していないことから、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。